

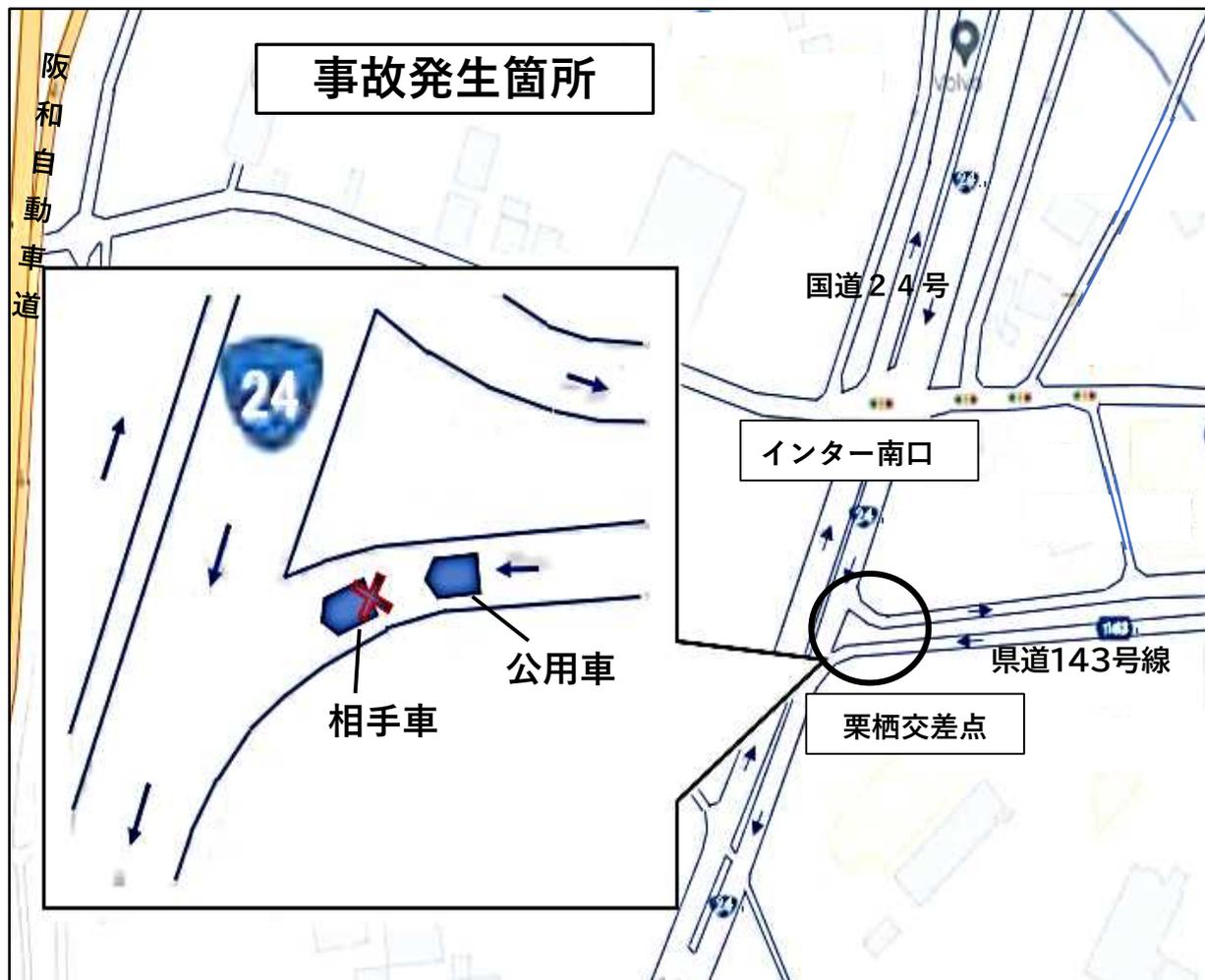
(令和5年第1回定例会3月会議)

参考資料（議案関係）

(令和5年第1回定例会3月会議)

【報告第2号 参考資料】

○位置図



○事故による責任割合

かつらぎ町	100%
相手方	0%

○損害賠償の内訳

治療関係費	74,809円	
慰謝料	51,600円	計 126,409円

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第12号 かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが規定されたことにより、令和5年4月1日より、かつらぎ町個人情報保護条例の廃止並びにかつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例及びかつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例が施行されます。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町個人情報保護条例の廃止並びにかつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例及びかつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する根拠規定の引用条例等の整備を行います。

また、定義規定を新設し、条文の簡素化と字句の改正を行います。

(施行期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第12号 参考資料】

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例 (平成14年かつらぎ町条例第55号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本町に、かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、かつらぎ町情報公開条例(平成14年かつらぎ町条例第53号。以下「情報公開条例」という。)第13条の2、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項及びかつらぎ町議会の個人情報保護に関する条例(令和5年かつらぎ町条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議の上、答申し、並びに情報公開条例、かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年かつらぎ町条例第28号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)及び議会個人情報保護条例の規定により意見を述べ、これら条例の円滑な運用を図る。 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号若しくは個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関又は議会個人情報保護条例</p>	<p>○かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例 (平成14年かつらぎ町条例第55号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本町に、かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、かつらぎ町情報公開条例(平成14年かつらぎ町条例第53号。以下「情報公開条例」という。)第13条の2及びかつらぎ町個人情報保護条例(平成14年かつらぎ町条例第54号。以下「個人情報保護条例」という。)第29条の2の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議のうえ答申し、並びに情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により意見を述べ、これら条例の円滑な運用を図るとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度について調査研究し建議する。</p>

改正後	改正前
<p>第1条に規定する議会をいう。</p> <p>(2) 諮問実施機関 情報公開条例第13条の2、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。</p> <p>(3) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る公文書(同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。</p> <p>(4) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職</p>

改正後	改正前
<p>務を代理する。 (会議等)</p> <p>第7条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の行う調査審議の手続は、開示しない。 (審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>公文書又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合において、<u>何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</u></p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>公文</u></p>	<p>務を代理する。 (会議等)</p> <p>第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の行う調査審議の手続は、開示しない。 (審査会の調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)</u>に対し、<u>情報公開条例第10条第1項の決定(以下「公文書開示等決定」という。)</u>若しくは<u>開示請求に係る不作為に係る公文書又は個人情報保護条例第19条第1項の決定(以下「個人情報開示等決定」という。)</u>、<u>個人情報保護条例第23条第1項の決定(以下「訂正等決定」という。)</u>、<u>個人情報保護条例第26条において準用する個人情報保護条例第23条第1項の決定(以下「中止等決定」という。)</u>若しくは<u>個人情報保護条例第26条の4において準用する個人情報保護条例第23条第1項の決定(以下「利用停止決定」という。)</u>若しくは<u>開示請求、停止等請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示及び個人情報の開示を求めることができない。</u></p> <p>2 <u>実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、<u>公文書開</u></p>

改正後	改正前
<p>書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指示する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人)をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第11条 審査請求人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付(当該意見書又</p>	<p>示等決定若しくは開示請求に係る不作為に係る公文書又は個人情報開示等決定、訂正等決定、中止等決定若しくは利用停止決定若しくは開示請求、訂正等請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指示する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人)をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第10条 審査請求人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付(当該意見書又</p>

改正後	改正前
<p>は資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、当該フィルム又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第12条</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第13条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第14条</u> 審査会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: right;">(附 則 省 略)</p>	<p>は資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあつては、当該フィルム又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第12条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第13条</u> 審査会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: right;">(附 則 省 略)</p>

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会3月会議）

総務課 管理係

1. 議案名

議案第13号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

デジタル庁へ職員を研修派遣するため、地域における物価等の格差を考慮する必要が生じました。

3. 趣旨・目的

地域手当の導入に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

①当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して国家公務員の地域手当の支給地域（規則で定める地域を除く。）に在勤する職員に地域手当を支給します。

【地域手当の支給割合と主な地域】

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 一級地：100分の20 | 東京都特別区 |
| 二級地：100分の16 | 東京都調布市、神奈川県横浜市、大阪府大阪市など |
| 三級地：100分の15 | 愛知県名古屋市、大阪府池田市、兵庫県西宮市など |
| 四級地：100分の12 | 三重県鈴鹿市、大阪府豊中市、兵庫県神戸市など |
| 五級地：100分の10 | 滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府堺市など |
| 六級地：100分の6 | 大阪府和泉市、奈良県橿原市、和歌山県和歌山市など |
| 七級地：100分の3 | 滋賀県長浜市、兵庫県姫路市、奈良県桜井市など |
- ※規則で定める地域・・・和歌山県和歌山市及び橋本市

②地域手当導入による関係条例の規定を整備します。

（施行期日：令和5年4月1日）

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第13号 参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 給与</p> <p>第1節 給料(第7条—第12条の2)</p> <p>第2節 手当(第13条—<u>第20条の6</u>)</p> <p>第3節 補則(第21条—第25条)</p> <p>第3章 その他の勤務条件</p> <p>第1節 旅費(第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第6条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額<u>の合計額</u>に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 給与</p> <p>第1節 給料(第7条—第12条の2)</p> <p>第2節 手当(第13条—<u>第20条の5</u>)</p> <p>第3節 補則(第21条—第25条)</p> <p>第3章 その他の勤務条件</p> <p>第1節 旅費(第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第6条 勤務1時間当たりの給与額は、<u>給料月額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>第2節 手当 (手当)</p> <p>第13条 職員には給料のほか、この節の定めるところに従って手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 扶養手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 宿日直手当 (5) 休日勤務手当 (6) 期末手当 (7) 勤勉手当 (8) 退職手当 (9) 通勤手当 (10) 管理職手当 (11) 住居手当 (12) 管理職員特別勤務手当 (13) <u>地域手当</u> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>第2節 手当 (手当)</p> <p>第13条 職員には給料のほか、この節の定めるところに従って手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 扶養手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 宿日直手当 (5) 休日勤務手当 (6) 期末手当 (7) 勤勉手当 (8) 退職手当 (9) 通勤手当 (10) 管理職手当 (11) 住居手当 (12) 管理職員特別勤務手当 <p>(省 略)</p>

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第18条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲で得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当) 第18条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲で得た額を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(勤勉手当) 第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第20条の6 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域(規則で定める地域を除く。)に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>

改正後	改正前
<p>(休職者の給与)</p> <p>第21条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間満1年6月に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>6 すべての休職者の給与は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第21条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間満1年6月に達するまでは、その者に給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給料及び扶養手当、住居手当の100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>6 すべての休職者の給与は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第13号 参考資料】

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和33年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)第13条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和33年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)第13条から第16条までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>(省 略)</p>

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第13号 参考資料】

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成24年かつらぎ町条例第26号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(派遣職員の給与等)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当、住居手当、<u>管理職員特別勤務手当及び地域手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(企業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務</p>	<p>○かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成24年かつらぎ町条例第26号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(派遣職員の給与等)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当、<u>住居手当及び管理職員特別勤務手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(企業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務</p>

改正後	改正前
<p>に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当、住居手当、<u>管理職員特別勤務手当及び地域手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2 第4条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により給与の支給を受ける派遣職員について準用する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当、住居手当及び<u>管理職員特別勤務手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>2 第4条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により給与の支給を受ける派遣職員について準用する。</p> <p>(省 略)</p>

かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成28年かつらぎ町条例第13号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項、第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された者(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理職手当 (2) 管理職員特別勤務手当 (3) 扶養手当 (4) 通勤手当 (5) 特殊勤務手当 (6) 超過勤務手当 (7) 休日勤務手当</p>	<p>○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成28年かつらぎ町条例第13号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項、第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された者(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理職手当 (2) 管理職員特別勤務手当 (3) 扶養手当 (4) 通勤手当 (5) 特殊勤務手当 (6) 超過勤務手当 (7) 休日勤務手当</p>

改正後	改正前
<p>(8) 宿日直手当 (9) 住居手当 (10) 期末手当 (11) 勤勉手当 (12) 退職手当 (13) <u>地域手当</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域(企業管理規程で定める地域を除く。)に在勤する職員に支給する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当とし、第4条から第6条、第12条、第14条及び第15条の規定は適用しない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び地域手当</u>とし、第4条から第6条、第</p>	<p>(8) 宿日直手当 (9) 住居手当 (10) 期末手当 (11) 勤勉手当 (12) 退職手当</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当とし、第4条から第6条、第12条、第14条及び第15条の規定は適用しない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び退職手当</u>とし、第4条から第6条、第12条及び</p>

改正後	改正前
<p>12条及び第14条の規定は適用しない。</p> <p>3 会計年度任用職員の給与の基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)の規定を準用する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第14条の規定は適用しない。</p> <p>3 会計年度任用職員の給与の基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)の規定を準用する。</p> <p>(省 略)</p>

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第13号 参考資料】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。</p> <p>(給与条例の準用)</p> <p>第7条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第12条、第16条第1項、第2項及び第4項、</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当及び通勤手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。</p> <p>(給与条例の準用)</p> <p>第7条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第12条、第16条第1項、第2項及び第4項、</p>

改正後	改正前
<p>第17条、第17条の2、第20条の2第1項、第2項及び第4項並びに第20条の6の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第11条 第7条において準用する給与条第16条及び第17条の2並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額合計額に12を乗じ、これを当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としてその在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p>	<p>第17条、第17条の2並びに第20条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第11条 第7条において準用する給与条第16条及び第17条の2並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、これを当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との平均額)と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(省 略)</p>	<p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会3月会議）

生涯学習課 社会教育係

1. 議案名

議案第14号 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

かつらぎ町天野公民館は、志賀地内にあり、天野、志賀、新城の3地区を対象として運営しています。

天野及び新城自治区から、旧小学校区ごとに公民館を設置し、公民館主事を配置する要望があり、より地域の活動に密着した公民館活動を展開したいので、令和5年4月1日から旧小学校区ごとに公民館を設置するため、所要の改正を行います。

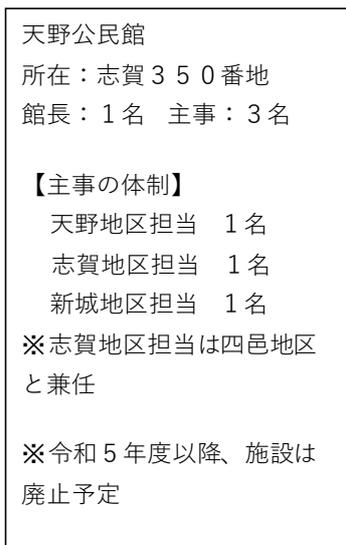
3. 趣旨・目的

公民館の設置により、住民による運営委員会を組織し、館長、主事を配置することで、公民館が地域づくり、人づくりの拠点として機能し、住民の自治能力向上に寄与します。

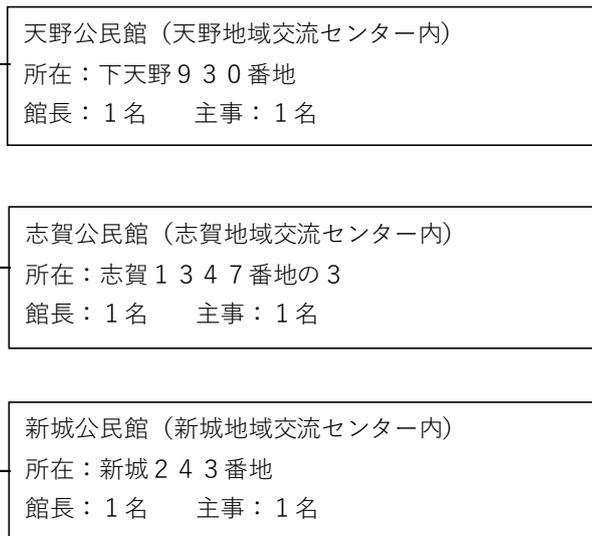
4. 概要

天野・志賀・新城公民館概要図

令和4年度

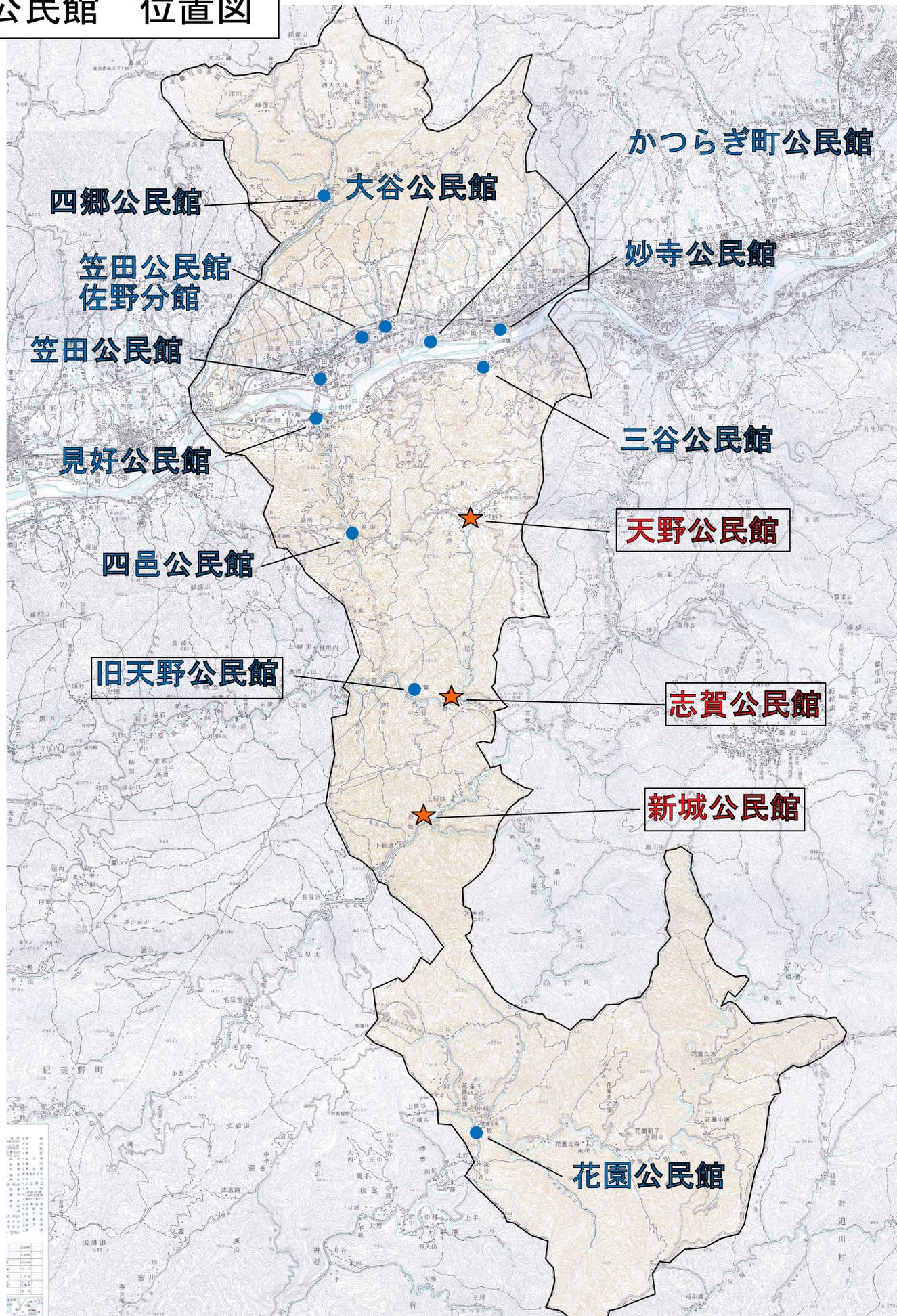


令和5年度～



（施行期日：令和5年4月1日）

公民館 位置図



かつらぎ町立公民館設置及び管理条例新旧対照表

改正後		改正前	
○かつらぎ町立公民館設置及び管理条例(昭和33年かつらぎ町条例第18号)		○かつらぎ町立公民館設置及び管理条例(昭和33年かつらぎ町条例第18号)	
第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、かつらぎ町に次のとおり公民館を設置する。		第24条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、かつらぎ町に次のとおり公民館を設置する。	
名称	位置	名称	位置
かつらぎ町公民館	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地の1	かつらぎ町公民館	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地の1
かつらぎ町笠田公民館(笠田ふるさと交流館)	かつらぎ町大字笠田東396番地の3	かつらぎ町笠田公民館(笠田ふるさと交流館)	かつらぎ町大字笠田東396番地の3
かつらぎ町四郷公民館	かつらぎ町大字広口1197番地	かつらぎ町四郷公民館	かつらぎ町大字広口1197番地
かつらぎ町大谷公民館	かつらぎ町大字大谷288番地の5	かつらぎ町大谷公民館	かつらぎ町大字大谷288番地の5
かつらぎ町妙寺公民館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1	かつらぎ町妙寺公民館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1
かつらぎ町三谷公民館	かつらぎ町大字三谷1670番地の2	かつらぎ町三谷公民館	かつらぎ町大字三谷1670番地の2
かつらぎ町見好公民館	かつらぎ町大字東渋田50番地	かつらぎ町見好公民館	かつらぎ町大字東渋田50番地
かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2	かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字志賀350番地
かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野930番地	かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2
かつらぎ町志賀公民館	かつらぎ町大字志賀1347番地の3	かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4
かつらぎ町新城公民館	かつらぎ町大字新城243番地	かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4
かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4	2 (略)	2 (略)
2 (略)		(省 略)	(省 略)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第15号 かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例制定について

2. 背景・経過

平和祈念像施設は、昭和34年9月に平和祈念像建立委員会が第1期工事を着工し、昭和36年6月議会において町営事業として議決され、以降、町が施工し、同年11月に第1期工事、昭和45年6月に第2期工事が完成し、昭和46年に町が出捐して設立された財団法人かつらぎ町平和祈念協会が管理運営を行ってまいりました。

平和祈念館は、財団法人かつらぎ町平和祈念協会が建設し、昭和63年8月に完成し、同協会が管理運営を行ってまいりました。

両施設は、平成26年の財団法人かつらぎ町平和祈念協会の解散後、任意団体としてのかつらぎ町平和祈念協会の所有物件とされておりますが、任意団体は不動産等の財産を持つことができないため、所有者としての責任の所在が明確になっていない状況です。

3. 趣旨・目的

当該施設を町の財産とし、行政としての所有を明確にすることにより、設立当初の目的である町民の平和意識の高揚と平和な社会への発展に寄与することを継承するとともに、地域福祉の推進に寄与する町の施設として、管理運営を行います。

4. 概要

【平和祈念施設の概要】

・平和祈念像施設

所在地：かつらぎ町大字丁ノ町2527番地

延べ面積：170㎡

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て

・平和祈念館

所在地：かつらぎ町大字丁ノ町2527番地

延べ面積：167.31㎡

構造：鉄骨造 平屋建て

(施行期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第15号 参考資料】

平和祈念施設に係る経緯

年 月	事 項
S 3 0年 8月	旧妙寺町有志により平和祈念像建設の計画
S 3 4年 9月	第1期基礎工事着手（平和祈念像）
S 3 6年 6月	平和祈念像事業施行について町営事業とすることを議会議決
9月	平和祈念像事業特別会計を設置・予算議決
1 1月	第1期工事完成（平和祈念立像及び基礎）
S 4 0年 7月	第2期基礎工事着手（祈念像ホール）
S 4 2年 3月	かつらぎ公園が完成
1 2月	議会に平和祈念像特別委員会設置
S 4 5年 3月	平和祈念像事業特別会計を廃止
6月	第2期工事完成（祈念像ホール）
S 4 6年 3月	町が寄付金を出捐し、財団法人平和祈念協会を設立
S 6 3年 3月	平和祈念館建築確認 （申請者：財団法人かつらぎ町平和祈念協会）
8月	平和祈念館完成
H 2 6年 1月	財団法人かつらぎ町平和祈念協会を解散 任意団体としての平和祈念協会を設立

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第15号 参考資料】



平和祈念館（左）

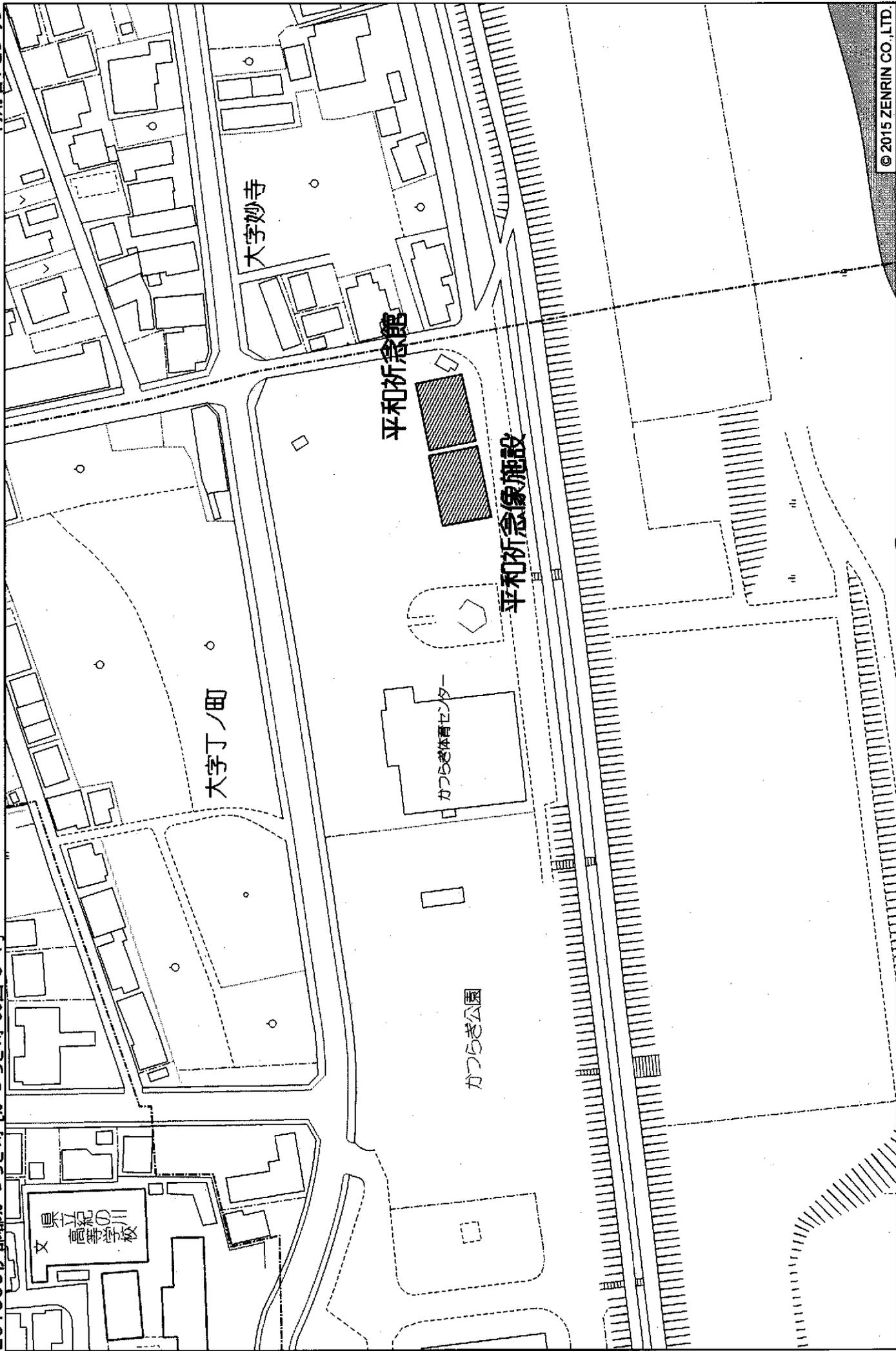
平和祈念像施設（右）

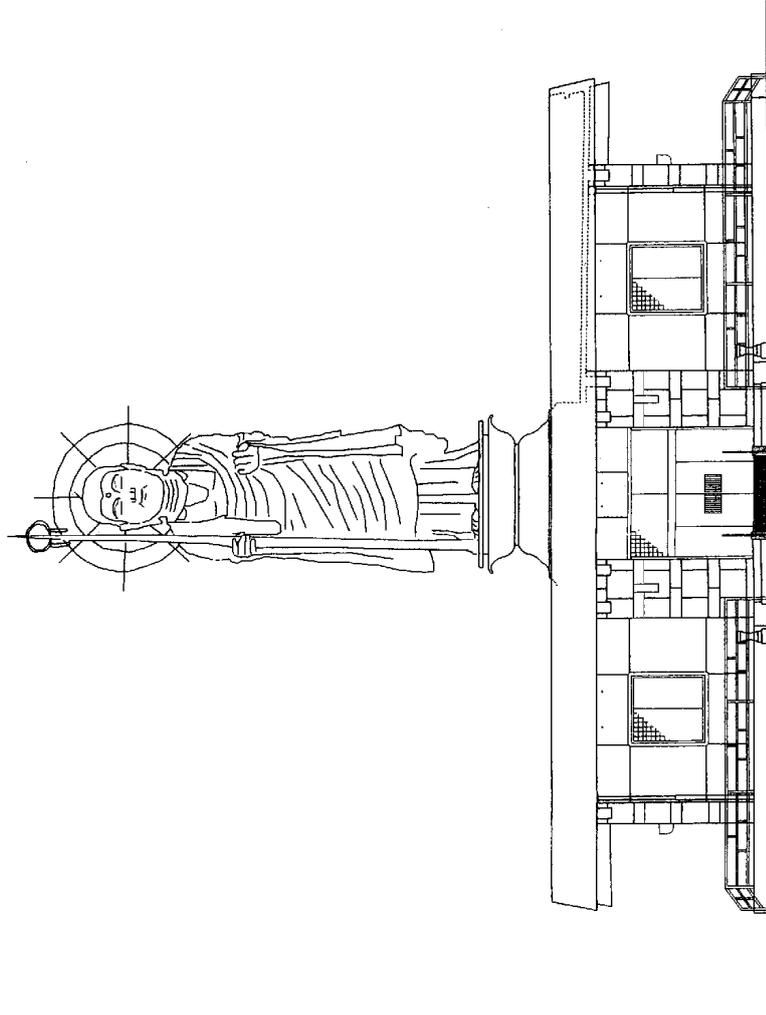


平和祈念館



平和祈念像施設





平和祈念像施設 北側 立面図 S=1/100

工簿名	図名	年月日	縮尺	図番	相当
	立面図				

議案参考資料

担当課(室)係

(令和5年第1回定例会3月会議)

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第16号 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の利用者負担額(保育料)が無償となっています。

現在、こども園等の0歳から2歳の第2子の利用者負担額(保育料)については、所得要件等を満たした世帯は国・県の助成で無償となっています。

所得要件等を満たしていない世帯について、町独自策として0歳から2歳の第2子の利用者負担額(保育料)を無償化するため、所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

安心して子どもを産み育てる環境を整え、子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

4. 概要

町内に住民登録があり、こども園等を利用している子どものうち、国・県の助成対象外となった0歳から2歳の第2子の利用者負担額(保育料)について所得要件や第1子の在園・就学に関わらず、利用者負担額(保育料)を無償化します。

(施行期日：令和5年4月1日)

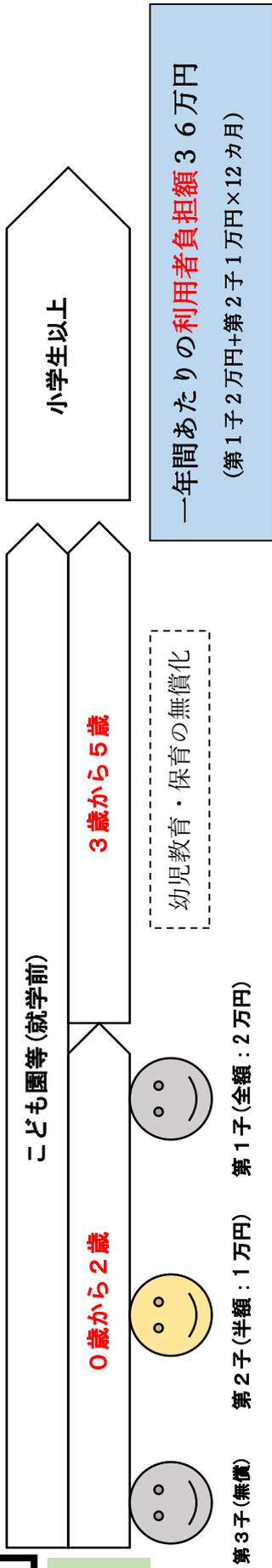
イメージ図

変更前

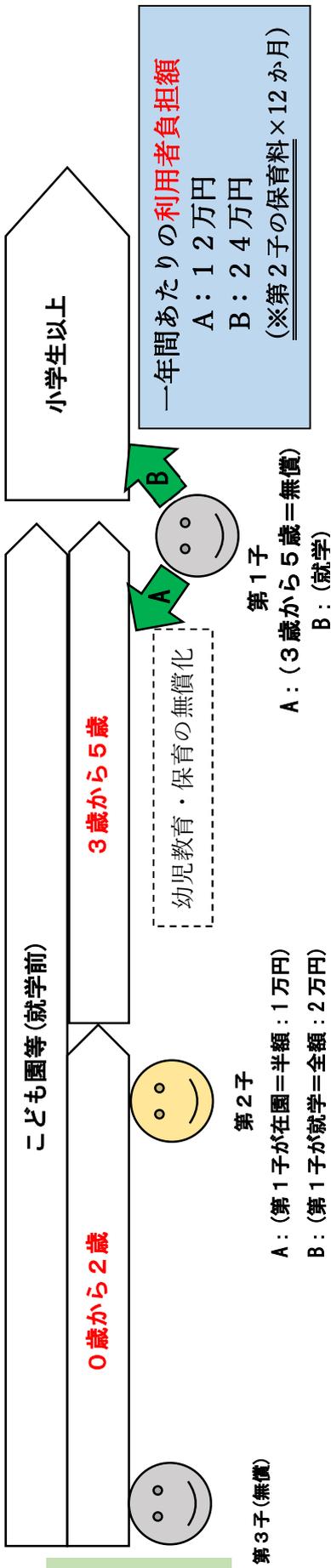
子ども3人が
0歳から2歳

「利用者負担額（保育料）が子ども一人あたり月額2万円の世帯の例」

教育総務課



第1子が
3歳以上、
第2子・第3子
が0歳から2歳



変更後



(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第16号 参考資料】

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)		○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)	
(省 略)		(省 略)	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
1 利用者負担額表		1 利用者負担額表	
各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯		各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯	
の階層区分		の階層区分	
定義		定義	
階層区分	利用者負担額 (単位：円)	階層区分	利用者負担額 (単位：円)
A	生活保護世帯等 0	A	生活保護世帯等 0
B	市町村民税非課税世帯 0	B	市町村民税非課税世帯 0
C1	市町村民税が均等割のみ (0)	C1	市町村民税が均等割のみ (0)
	を 11,300		を 11,300
C2	除き、 (6,000)	C2	除き、 (6,000)
	市町村民税所得割の額が45,400円未満 13,000		市町村民税所得割の額が45,400円未満 13,000
C3	市町村民税所得割の額が45,400円以上47,200円未満 (6,600)	C3	市町村民税所得割の額が45,400円以上47,200円未満 (6,600)
	14,200		14,200

改正後		改正前	
D1	市町村民税所得割の額が47,200円以上49,400円未満	市町村民税所得割の額が47,200円以上49,400円未満	(7,500) 15,100
D2	市町村民税所得割の額が49,400円以上58,400円未満	市町村民税所得割の額が49,400円以上58,400円未満	(8,500) 17,000
D3	市町村民税所得割の額が58,400円以上69,600円未満	市町村民税所得割の額が58,400円以上69,600円未満	(9,000) 19,700
D4	市町村民税所得割の額が69,600円以上92,200円未満	市町村民税所得割の額が69,600円以上92,200円未満	(9,000) 22,900
D5	市町村民税所得割の額が92,200円以上114,600円未満	市町村民税所得割の額が92,200円以上114,600円未満	24,400
D6	市町村民税所得割の額が114,600円以上140,200円未満	市町村民税所得割の額が114,600円以上140,200円未満	26,000
D7	市町村民税所得割の額が140,200円以上162,600円未満	市町村民税所得割の額が140,200円以上162,600円未満	28,000
D8	市町村民税所得割の額が162,600円以上185,100円未満	市町村民税所得割の額が162,600円以上185,100円未満	31,100
D9	市町村民税所得割の額が185,100円以上207,600円未満	市町村民税所得割の額が185,100円以上207,600円未満	33,700
D10	市町村民税所得割の額が207,600円以上230,100円未満	市町村民税所得割の額が207,600円以上230,100円未満	36,100
D11	市町村民税所得割の額が230,100円以上272,800円未満	市町村民税所得割の額が230,100円以上272,800円未満	37,600
D12	市町村民税所得割の額が272,800円以上	市町村民税所得割の額が272,800円以上	40,400
備考		備考	
1～6 (略)		1～6 (略)	

改正後	改正前
<p>7 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども<u>の利用者負担額の月額</u>は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、<u>特定被監護者</u>(令第14条に規定する<u>特定被監護者等</u>をいう。)が2人以上いる場合の<u>最年長の者</u>(以下この項において「<u>第1子</u>」という。)については、<u>この表に掲げる額とし、第1子を除き最年長の者以降の教育・保育給付認定子ども</u>については、<u>この表の規定にかかわらず、利用者負担額を無料とする。</u></p>	<p>7 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが、同一世帯に2人以上いる場合の<u>利用者負担額の月額</u>は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>のうち、<u>最年長の者</u>(以下この項において「<u>第1子</u>」という。)については、<u>この表に掲げる額の全額とし、当該教育・保育給付認定子ども</u>のうち、<u>第1子を除き最年長の者</u>(以下この項において「<u>第2子</u>」という。)については、<u>同表に掲げる額の半額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>8 <u>教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定に係る市町村住民税所得割の額</u>が、<u>ひとり親世帯等</u>については77,101円未満、<u>それ以外の世帯</u>については57,700円未満であつて、<u>特定被監護者</u>(令第14条に規定する<u>特定被監護者等</u>をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の<u>第2子以降の教育・保育給付認定子ども</u>については、<u>この表の規定にかかわらず、利用者負担額を無料とする。</u></p> <p>9 <u>特定被監護者等</u>が3人以上いる場合の<u>第3子以降の教育・保育給付認定子ども</u>については、<u>この表の規定にかかわらず、利用者負担額を無料とする。</u></p>

(省 略)

(省 略)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

健康推進課 長寿社会係

1. 議案名

議案第17号 かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

かつらぎ町高齢者生活福祉センターの居住部門の利用料については、前年の収入によって月額が定められており、月の途中に入所し、又は退所した場合であっても一律に月額を徴収しています。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町高齢者生活福祉センターの利用料について、月の途中に入所し、又は退所する者の負担軽減等を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

改正内容は、次のとおりです。

①月の途中に入所又は退所する者の利用料について、日割り計算を追加

別表の額に当該月の実利用日数を実日数で除した数を乗じて得た額とし、1円未満の端数を生じた場合は、切り捨てるものとします。

②別表中のただし書を削除

別表中のただし書は、平成20年度の段階的措置であり、既に終了しているため削除します。

(施行期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第17号 参考資料】

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例 (平成17年かつらぎ町条例第54号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用料について、月の途中に利用を開始し、又は廃止した者の利用料の月額、別表の額に当該月の実利用日数を当該月の実日数で除した数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>○かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例 (平成17年かつらぎ町条例第54号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>

改正後		改正前	
別表(第5条関係)		別表(第5条関係)	
1 介護予防・地域支え合い部門利用料		1 介護予防・地域支え合い部門利用料	
配食サービス料	一人一食 400円	配食サービス料	一人一食 400円
食事料	一人一食 400円	食事料	一人一食 400円
		ただし、段階的措置として平成20年度については、350円	
2 居住部門利用料(月額)		2 居住部門利用料(月額)	
対象収入による階層区分		対象収入による階層区分	
A	1,200,001円以下	A	1,200,001円以下
B	1,200,001円～1,300,000円	B	1,200,001円～1,300,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	C	1,300,001円～1,400,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	D	1,400,001円～1,500,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	E	1,500,001円～1,600,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	F	1,600,001円～1,700,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	G	1,700,001円～1,800,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	H	1,800,001円～1,900,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	I	1,900,001円～2,000,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	J	2,000,001円～2,100,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	K	2,100,001円～2,200,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	L	2,200,001円～2,300,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	M	2,300,001円～2,400,000円
N	2,400,001円以上	N	2,400,001円以上
利用者負担額	0円	利用者負担額	0円
	4,000円		4,000円
	7,000円		7,000円
	10,000円		10,000円
	13,000円		13,000円
	16,000円		16,000円
	19,000円		19,000円
	22,000円		22,000円
	25,000円		25,000円
	30,000円		30,000円
	35,000円		35,000円
	40,000円		40,000円
	45,000円		45,000円
	50,000円		50,000円
注		注	

改正後	改正前
<p>1 光熱水費については、利用者の実費負担とする。</p> <p>2 食費については、次のとおりとする。</p>	<p>1 光熱水費については、利用者の実費負担とする。</p> <p>2 食費については、次のとおりとする。</p>
朝食費	朝食費
<p>一人一食 200円</p> <p>一人一食 400円</p>	<p>一人一食 200円</p> <p>一人一食 400円</p>
<p>夕食費</p> <p>一人一食 300円</p>	<p>ただし、段階的措置として平成20年度については、350円</p> <p>一人一食 300円</p> <p>ただし、段階的措置として平成20年度については、250円</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

健康推進課 保険年金係

1. 議案名

議案第18号 かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。これに基づき、厚生労働省において、健康保険法施行令等の一部が改正されます。

3. 趣旨・目的

出産育児一時金等の支給額を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

1 出産育児一時金の支給金額及び産科医療保障制度掛金の変更

出産育児一時金	408,000円	→	488,000円	に変更
産科医療補償制度	12,000円	(変更なし)		
総支給額	500,000円			

(※産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の場合。)

2 対象

令和5年4月1日以降に出産した被保険者

(施行期日：令和5年4月1日)

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第18号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町国民健康保険条例(昭和34年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条に規定する出産であるとして認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町国民健康保険条例(昭和34年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条に規定する出産であるとして認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

企画公室 政策調整係

1. 議案名

議案第19号 かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

2. 背景・経過

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条において、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う事業について過疎対策事業債を財源とすることができることが規定されており、過疎対策事業債の発行にあたっては過疎地域持続的発展計画への事業の記載が必要となります。

3. 趣旨・目的

本町の持続的な発展を目的とした取り組みの一環として、以下の事業を実施します。
かつらぎ斎場が老朽化していることから、利用環境を整えるとともに、計画的な改修の実施により施設の長寿命化を図るため、本棟及び休憩棟の改修を行います。
文化財の収蔵状況の改善、調査整理の推進、活用のための拠点として、JA紀北かわかみ天野グリーン店跡地に文化財拠点施設を設置します。

4. 概要

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画 第6項「生活環境の整備」第3号「整備計画」の事業計画表及び、第11項「地域文化の振興等」第3号「整備計画」の事業計画表に、以下の事業内容を追加いたします。

第6項第3号整備計画：かつらぎ斎場改修事業
第11項第3号整備計画：文化財拠点施設整備事業

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）新旧対照表

変更後		変更前	
かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）		かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）	
1 基本的な事項 (1) かつらぎ町の概要	(省 略)	1 基本的な事項 (1) かつらぎ町の概要	(省 略)
6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点	(省 略)	6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点	(省 略)
(3) 整備計画		(3) 整備計画	
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 その他	飲料水供給施設整備事業	かつらぎ町
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	かつらぎ町
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置補助 金	かつらぎ町

変更後		変更前	
(3) 廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入	(3) 廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入
(4) 火葬場	かつらぎ斎場改修事業	(5) 消防施設	防災基盤整備事業 (防火水槽)
(5) 消防施設	防災基盤整備事業 (防火水槽)	防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ)	防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ)
	防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ)	防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ積載車)	防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ積載車)
	防災基盤整備事業 (消防ポンプ自動車)	防災基盤整備事業 (消防ポンプ自動車)	防災基盤整備事業 (消防ポンプ自動車)
(6) 公営住宅	公営住宅整備 (消防ポンプ)	(6) 公営住宅	公営住宅整備 (妙寺団地)
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	公営住宅整備 (妙寺団地) 備蓄食料購入事業	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	備蓄食料購入事業
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	リサイクル補助事業 木造住宅耐震化促進事業 (個人住宅)	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	リサイクル補助事業 木造住宅耐震化促進事業 (個人住宅)
	花いっぱい運動推進事業 補助金		花いっぱい運動推進事業 補助金
	ため池整備事業	(8) その他	ため池整備事業
	かつらぎ町		かつらぎ町

変更後		変更前	
	(8) その他	ため池整備事業	かつらぎ町
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進 (1) 現況と問題点	(省 略)	(省 略)
1 1	地域文化の振興等 (1) 現況と問題点	(省 略)	(省 略)
(3) 整備計画			
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財拠点施設整備事業	かつらぎ町
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町

議案参考資料

(令和5年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第20号 町道の認定について(佐野56号線)

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。東西が町道と接続しており幅員が4メートル以上ある為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第1号の基準に該当します。

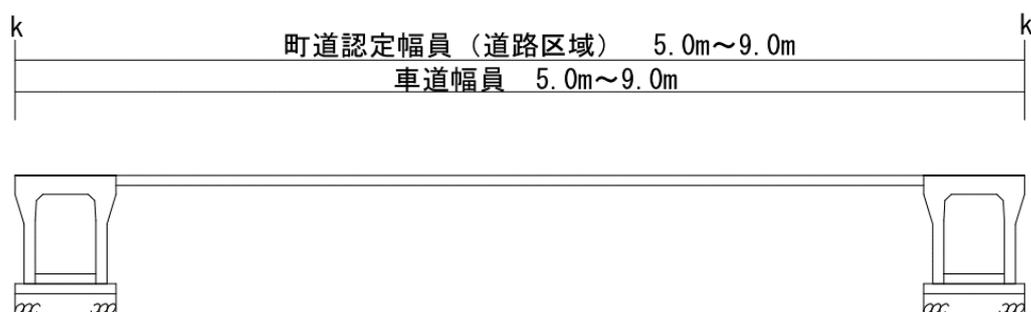
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱
第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路の起点、終点とも国道、県道又は町道のいずれかに接続し、生活圏道路として重要と認める道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。

町道佐野56号線 標準断面図 延長=95.0m



町道認定路線位置図



(令和5年第1回定例会3月会議)
【議案第20号 参考資料】

路線番号	路線名
3656	佐野56号線